

濃度基準値設定対象物質リスト(令和4年度)

※ ○印:今回新規検討対象物質(36物質)

	CAS RN	物質名称	基準値	測定方法
1	50-78-2	アセチルサリチル酸	承認	再審議
2	60-34-4	メチルヒドラジン		
3	62-53-3	アニリン		
4	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名:カルバリル)		
5	74-87-3	クロロメタン(別名:塩化メチル)		
6	75-00-3	クロロエタン		
7	75-05-8	アセトニトリル	承認	承認
8	75-07-0	アセトアルデヒド	承認	承認
9	75-26-3	2-プロモプロパン		
10	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン)	承認	承認
11	75-52-5	ニトロメタン		
12	75-86-5	アセトンシアノヒドリン	承認	再審議
13	76-03-9	トリクロロ酢酸	承認	承認
14	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名:クロロピクリン)	承認	承認
15	76-22-2	しょう脳	再審議	再審議
16	78-30-8	りん酸トリ(オルト-トリル)	承認	再審議
17	78-59-1	イソホロン	承認	承認
18	78-79-5	イソブレン	○	○
19	79-41-4	メタクリル酸		
20	80-62-6	メタクリル酸メチル		
21	88-72-2	2-ニトロトルエン	○	○
22	90-04-0	o-アニシジン	承認	承認
23	92-52-4	ピフェニル		
24	92-84-2	フェノチアジン		
25	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	○	○
☆26	95-48-7	o-クレゾール	-	-
27	95-54-5	o-フェニレンジアミン	○	○
28	96-09-3	フェニルオキシラン(別名:スチレンオキシド)	承認	承認
29	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン		
30	96-22-0	ジエチルケトン		
31	96-33-3	アクリル酸メチル		
32	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名:ジスルフィラム)		
33	98-00-0	フルフリルアルコール	承認	承認
34	98-01-1	フルフラール		
35	98-51-1	パラ-ターシャリ-ブチルトルエン	○	○
36	98-82-8	クメン	○	○
37	98-83-9	アルファ-メチルスチレン	○	○
38	98-88-4	塩化ベンゾイル		
39	98-95-3	ニトロベンゼン		
40	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール		
41	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	○	○
42	100-44-7	塩化ベンジル		
43	100-63-0	フェニルヒドラジン		
44	100-74-3	N-エチルモルホリン		
45	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名:4,4'-MDI)		
46	101-72-4	N-イソプロピル-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン		
47	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	承認	承認
48	105-60-2	ε-カプロラクタム	○	○
49	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	承認	承認
50	106-89-8	エピクロロヒドリン	○	○
51	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル		
52	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン		
53	106-94-5	1-プロモプロパン(別名:臭化プロピル)	○	○
54	106-99-0	1,3-ブタジエン	○	○
55	107-02-8	アクロレイン		
56	107-05-1	塩化アリル		
57	107-07-3	エチレンクロロヒドリン		
58	107-21-1	エチレングリコール		
59	108-05-4	酢酸ビニル	承認	承認
60	108-46-3	レゾルシノール(別名:レゾルシン)	○	○
61	108-91-8	シクロヘキシルアミン	○	○
62	110-86-1	ピリジン	承認	承認
63	111-30-8	グルタルアルデヒド	承認	承認
64	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名:ジエチレントリアミン)	○	○
65	111-42-2	ジエタノールアミン		
66	111-65-9	n-オクタン	○	○
67	116-14-3	テトラフルオロエチレン	○	○
68	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		
69	120-80-9	カテコール(別名:ピロカテコール)	○	○
70	121-44-8	トリエチルアミン	○	○

	CAS RN	物質名称	基準値	測定方法
71	121-75-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-(エトキシカルボニル)エチル (別名: マラチオン)		
72	122-14-5	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名: フェニトロチオン)		
73	122-39-4	ジフェニルアミン		
74	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル(別名: フェニルグリシジル エーテル)	○	○
75	123-31-9	ヒドロキノン		
76	124-04-9	アジピン酸		
77	124-40-3	ジメチルアミン	○	○
78	126-98-7	メタクリロニトリル	○	○
79	126-99-8	2-クロロ-1,3-ブタジエン(別名: クロロプレン)	承認	再審議
80	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	○	○
81	128-37-0	2,6-tert-ブチル-p-クレゾール(別名: ジブチルヒドロキシトルエン (BHT))	○	○
82	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名: チウラム)		
83	139-13-9	ニトリロ三酢酸		
84	140-88-5	アクリル酸エチル		
85	141-43-5	2-アミノエタノール		
86	149-57-5	2-エチルヘキサン酸	○	○
87	298-04-4	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名: ジス ルホトン)		
88	302-01-2	ヒドラジン		
89	333-41-5	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジ ニル)(別名: ダイアジノン)	○	○
90	409-21-2	炭化けい素		
91	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン	○	○
92	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール		
93	764-41-0	1,4-ジクロロ-2-ブテン	○	○
94	1300-73-8	キシリジン(全異性体)	承認	承認
95	1303-96-4	四ホウ酸ナトリウム(十水和物) (別名: ホウ砂)		
96	1333-86-4	カーボンブラック		
97	1634-04-4	メチル-tert-ブチルエーテル(別名: MTBE)	○	○
98	2426-08-6	ノルマル-ブチル=2,3-エポキシプロピルエーテル	○	○
99	4170-30-3	2-ブテナール	○	○
100	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート		
101	7440-02-0	ニッケル		
102	7440-28-0	タリウム		
103	7440-74-6	金属インジウム		
☆104	7647-01-0	塩化水素	-	-
☆105	7664-93-9	硫酸	-	-
☆106	7697-37-2	硝酸	-	-
107	7699-43-6	オキシ塩化ジルコニウム		
108	7722-84-1	過酸化水素		
109	7726-95-6	臭素	○	○
110	7803-51-2	ホスフィン	○	○
111	8052-42-4	アスファルト(ストレートアスファルト)		
112	10024-97-2	一酸化二窒素(別名: 亜酸化窒素)	○	○
113	10025-87-3	塩化ホスホリル		
114	13463-67-7	酸化チタン(ナノ粒子以外)		
115	16219-75-3	5-エチリデン-2-ノルボルネン(別名: エチリデンノルボルネン)	承認	承認
116	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カル バミン酸メチル(別名: ベノミル)	○	○
117	19287-45-7	ジボラン	○	○
118	25013-15-4	ビニルトルエン		

注1: ☆は特別則による規制物質であるため、当面、濃度基準値は設定しない。